八　橋梁標に係る標体の形状及び塗色は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	標体	
	形状	塗色
左側端標	正方形	緑
右側端標	上向き正三角形	赤
中央標	円形	白地に二本以上の赤の縦縞

備考

一　この表において「左側端標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の左側の端を示す施設をいう。

二　この表において「右側端標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の右側の端を示す施設をいう。

三　この表において「中央標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。

2　地形的理由その他のやむを得ない理由により前項の基準によることができない航路標識については、同項の基準にかかわらず、海上保安庁長官が別に定める基準によることができる。

（管理の方法の基準）

第二十条　法第十三条第四項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　所定の運用時間中航路標識の運用を確実に維持すること。

二　航路標識の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に維持すること。

三　建築物、植物その他の物件により航路標識の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。

四　やむを得ない事由により、航路標識の運用を停止し、又は航路標識の機能を損なうこととなった場合及び当該航路標識の運用又は機能が復旧した場合に必要となる海上保安庁との連絡体制を整備すること。

五　天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等船舶交通の危害予防のため適当な措置をすること。

六　航路標識につき改修その他の工事を行うときは、船舶の航行を阻害しないように適当な措置をすること。

（直接管理）

第二十一条　第十三条の規定は、法第十三条第七項の規定により直接に管理する場合について準用する。この場合において、第十三条第一項中「法第三条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「法第十三条第一項の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

（収用）

第二十二条　第十四条の規定は、法第十三条第七項の規定により収用する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法第三条第一項の許可を受けた者」とあるのは「法第十三条第一項の規定による届出をした者」と、同条第二項中「法第三条第一項の許可」とあるのは「法第十三条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（承継の届出）

第二十三条　法第十三条第九項の規定による航路標識の設置の届出をした者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第八号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　航路標識の種類

四　航路標識の位置

五　航路標識の名称

六　承継の理由

七　承継の年月日

八　航路標識の管理の方法

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該承継の事実を証する書類

二　相続の場合にあっては、届出者と被相続人との続柄を証する書類

三　相続の場合であって、届出者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書類並びに当該届出に対するその者の同意書

（届出を要する変更）

第二十四条　第十条の規定は、法第十三条第十項において読み替えて準用する法第五条第三項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（供用の休廃止等の届出）

第二十五条　第十一条の規定は、法第十三条第十項において準用する法第六条の規定による航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出について準用する。

（事故が発生した場合の報告）

第二十六条　第十二条の規定は、法第十三条第十項において準用する法第七条の規定による報告について準用する。

第三節　雑則

（立入検査をする者の身分を示す証票）

第二十七条　法第十四条第三項の職員の身分を示す証票は、第九号様式によるものとする。

第三章　雑則

第七条の次に次の四条を加える。

（許可を要しない軽微な変更）

第八条　法第五条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一　第二条第二項第五号に掲げる告示要項書に係る変更

二　前条第四号の規定の適用を受けて整備された海上保安庁との連絡体制に係る変更

（変更の許可申請）

第九条　法第五条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　航路標識の種類

三　航路標識の位置

四　航路標識の名称

五　変更しようとする事項

六　変更を必要とする理由

七　変更後の供用開始の予定期日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　航路標識の位置に係る変更がある場合には、第二条第二項第一号及び第五号の書類に変更後の位置を記入したもの並びに変更後の位置に係る同項第二号の書類

二　航路標識の構造に係る変更がある場合には、第二条第二項第三号及び第五号の書類に変更後の状況を記入したもの

三　航路標識の設備に係る変更がある場合には、第二条第二項第四号及び第五号の書類に変更後の状況を記入したもの

3　第四条の規定は、前二項の場合について準用する。